

交通局発注の随意契約に関する調査報告  
(第2次)

平成 26 年 12 月 16 日

大 阪 市

## 目 次

1	調査案件	1
2	調査項目	2
3	調査結果	3
(1)	事務処理上問題があるもの	3
①	交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件	3
②	随意契約結果の公表がなされていない案件	4
③	プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件	4
④	その他指摘事項	6
(2)	随意契約理由の妥当性	6
(3)	不適正な事案と認められるもの	8
①	110周年シンポジウム業務委託【公募型プロポーザル方式】	8
(4)	別途、調査を実施する必要があるもの	9
①	アートフェスタ・イベント【特名随意契約】	9
(5)	不正・不適正な点は見受けられなかったもの	11
①	トイレ設計業務委託【公募型プロポーザル方式】	11
②	駅側壁設計業務委託【公募型プロポーザル方式】	11
③	ホーム・デザインシート（柱巻き）【特名随意契約】	12
④	復刻ラッピング列車【公募型プロポーザル方式】	12
⑤	定期券クレジット決済加盟店契約【公募型プロポーザル方式】ほか3件	12
4	現時点での交通局での改善策	13
5	今後の進め方	15
【参考】	交通局発注の随意契約調査の実施方針	16

# 1 調査案件

- (1) 平成 25 年度・26 年度上半期に交通局が締結した工事・物品・業務委託契約のうち、随意契約によるもので、交通局調達課で締結した契約及び交通局調達課以外の各課で締結した契約について、調査を実施した。
- (2) 大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度・24 年度分の追加調査を実施した。

## ① 交通局発注の随意契約

区 分		H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局発注の随意契約	交通局調達課で締結した契約（随意契約）…㊸	762 件 (7 件)	991 件 (34 件)	844 件 (19 件)	491 件 (12 件)	3,088 件 (72 件)
	交通局調達課以外の各課で締結した契約（随意契約）…㊹	57 件 (0 件)	29 件 (3 件)	28 件 (5 件)	23 件 (1 件)	137 件 (9 件)
計…㊺（㊸+㊹）		819 件 (7 件)	1,020 件 (37 件)	872 件 (24 件)	514 件 (13 件)	3,225 件 (81 件)

（注）（ ）内はプロポーザル、コンペ方式による契約件数の内数

（注）交通局職務権限規程に定める少額契約（工事：50 万円以下、物品・業務委託：10 万円以下）を除く。

## 【参考】交通局全体の契約のうち随意契約が占める割合

		H23	H24	H25	H26 上半期
交通局の随意契約	交通局発注の随意契約 <sub>※1</sub> …㊺	819 件	1,020 件	872 件	514 件
	契約管財局で発注（業者決定）の随意契約（交通局分）…㊻	213 件	26 件	—	—
	計…㊼（㊺+㊻）	1,032 件	1,046 件	872 件	514 件
交通局の契約（随意契約+入札）…㊽		2,525 件	2,407 件	1,975 件	1,158 件
交通局契約のうち随意契約の占める割合（㊺/㊽）		40.9%	43.5%	44.2%	44.4%

\* 1 交通局職務権限規程に定める少額契約を除く。

## 【参考】主な部局における随意契約の占める割合（下段：契約件数/全契約件数）

交通局		都市整備局	建設局	環境局	水道局	4局の合計
H25	58.9%	59.2%	59.9%	84.8%	73.9%	72.8%
	1,119 /1,901	945 /1,595	1,928 /3,220	2,275 /2,683	898 /1,215	7,498 /10,303

（注）主な局の専決契約での比較（少額契約を含む。）

## 2 調査項目

### (1) 随意契約全般

- ① 契約関係書類（平成 25 年度、平成 26 年度上半期）の確認を行い、次に掲げる事項について調査した。
  - ・契約関係書類の有無（請求書、予定価格書、随意契約理由書、入札書、契約書（請書）、特記仕様書、設計書（仕様書）、検査関係書類）
  - ・契約事務審査会での審議状況
  - ・専決等で定めた範囲内で随意契約を行っているか
  - ・書類の日付が矛盾しているなどの不自然な点がないか
  - ・随意契約理由が大阪市随意契約ガイドライン（平成 26 年 4 月制定）に適合しているか
  - ・要綱等に基づく結果公表の状況
- ② ①の調査の結果、不適正な契約事務手続を行った疑いがある事案については、ヒアリングを実施し、原因の分析・問題の背景を明らかにすることとした。
- ③ 大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度、平成 24 年度分の随意契約件数、契約事務審査会での調査・審議状況、随意契約結果の公表状況などを追加調査することとした。

### (2) プロポーザル方式等による契約

- ① プロポーザル方式等に関する契約関係書類（平成 25 年度、平成 26 年度上半期）の確認を行い、次に掲げる事項について調査した。
  - ・契約相手方、契約金額、履行期間
  - ・契約事務審査会への付議状況
  - ・委員名簿（氏名・役職）、選定理由
  - ・審査基準
  - ・審査の経過及び結果
  - ・選定結果の公表の状況
  - ・履行状況
- ② ①の結果、問題点が見受けられる事項についてヒアリングを行い、交通局の見解を確認した。
- ③ 大阪市入札等監視委員会（平成 26 年 11 月 11 日開催）の指摘を受けて、平成 23 年度、平成 24 年度分を追加調査することとした。

### (3) 個別事案ごとの必要事項の調査

契約関係書類やとりまとめられた各報告書<sup>(注)</sup>の調査結果等の確認を行い、個別事案ごとの必要事項について調査した。

(注) 大阪市入札等監視委員会に対する交通局報告（平成 26 年 11 月 11 日）・外部監察チーム報告書（平成 26 年 11 月 18 日）・交通局内部調査報告書（平成 26 年 11 月 18 日）のこと

### 3 調査結果

- ・以下(3)、(4)で述べる案件を除き、不正・不適正事案は認められなかったものの、委員会設置などの規程の整備漏れや解釈誤り、事務手続きのミスなど、事務処理上問題のある事案が数多く見受けられた。
- ・また、これらの事務処理上問題のある事案の発生並びに随意契約の件数や契約に占める割合と、現局長の就任（平成 24 年度～）あるいは契約管財局から交通局への事務移管（平成 25 年度～）との因果関係は特に認められなかった。
- ・他の主な部局との比較でも、交通局発注の随意契約の割合が特に高いという傾向は認められない。
- ・工事以外の物品や業務委託の検査調書については、その作成を省略し、納品書をもってこれに代えているケースや、検査事務を代決しているケースが見られる。交通局内規に基づく取扱いではあるが、適正な履行を確保するため、これを早急に見直し、市全体のルールに統一すべきであると考えます。
- ・このような状況に陥った原因としては、適正な契約事務を行うためのチェック機能が働いていなかったことや、平成 25 年度に契約管財局から交通局へ事務移管した際に、組織体制が構築されていなかったことなど、コンプライアンス体制が不十分であったことにあると考えます。

#### (1) 事務処理上問題があるもの

##### ① 交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件 2,590 件/3,225 件

交通局契約事務審査会での調査・審議を行っていない案件 ※1、※2	H23	H24	H25	H26 上半期	計
交通局調達課で締結した契約	757 件 /762 件	981 件 /991 件	427 件 /844 件	288 件 /491 件	2,453 件 /3,088 件
交通局調達課以外の各課で締結した契約	57 件 /57 件	29 件 /29 件	28 件 /28 件	23 件 /23 件	137 件 /137 件
計	814 件 /819 件	1,010 件 /1,020 件	455 件 /872 件	311 件 /514 件	2,590 件 /3,225 件

※1 平成 25 年 1 月以前については、交通局契約事務審査委員会の代わりに「物品買入等の契約に係る業者資格審査委員会」において調査審議を行うこととしていた。

※2 公募型プロポーザル方式等の適用についての審議はしていないが、選定後に、随意契約の相手方の選定理由について審議した場合は、審議を行ったものとしている。

- ・交通局契約事務審査委員会（以下、「契約事務審査会」という。）での調査・審議案件は平成 25 年度以降、改善がみられる。これは、平成 25 年 2 月に契約事務審査会を設置したことによるものと考えられる。
- ・契約事務審査会は 2 月ごとに開催し、契約事務審査会が抽出した案件のみを調査・審議することとしていた。また、契約事務審査会開催後、次回の審査会までに発注する必要がある案件については、次回の審査会において事後報告をすれば足りるものとし、

発注時に審査会で調査・審議を行うことをしていなかった。

- ・大阪市入札等監視委員会からの指摘を受けた交通局は、平成 26 年 11 月から、このような運用を改めている。
- ・今回のような不適正事案の発生を防止するため、すべての随意契約について契約事務審査会でのチェックが行われるよう、さらに必要な改善を講じるべきである。
- ・契約事務審査会の運用にあたっては、調査・審議が形式的なものとならないよう、2 段階方式や、同種案件はまとめて審議することなど、効率的かつメリハリのあるチェック体制とするよう、工夫すべきである。

② 随意契約結果の公表がなされていない案件

1,448 件/3,225 件

理由		H23	H24	H25	H26 上半期	計
随意契約結果の 公表がなされて いない案件	少額契約は公表の対象外と誤解していた	285 件	366 件	285 件	150 件	1,086 件
	公表時期は四半期ごとでよいと誤解していた	0 件	0 件	0 件	136 件	136 件
	単価契約は公表の対象外と誤解していた	18 件	19 件	19 件	18 件	74 件
	各課で契約締結したため対象外と誤解していた	57 件	29 件	28 件	23 件	137 件
	その他（事務手続きのミスによる計上漏れ）	6 件	4 件	2 件	3 件	15 件
	計	366 件 /819 件	418 件 /1,020 件	334 件 /872 件	330 件 /514 件	1,448 件 /3,225 件

- ・公表がなされていない理由としては、規程の解釈の誤解があったことや事務手続きのミスによるものであった。

③ プロポーザル・コンペ方式による手続きに改善が必要な案件

以下の事項（ア～オ）について問題のある事案が見受けられたが、決議書類等により確認し、ヒアリングを行った限りにおいては、その他の問題点は見受けられず、また、「市営交通 110 周年記念シンポジウム」に関する業務委託以外の案件については、不適正な契約事務を行ったものは見当たらない。

【プロポーザル方式等による契約件数】

		H23	H24	H25	H26 上半期	計
プロポーザル方式・ コンペ方式により契 約を締結したもの	交通局調達課で締結した契約	7 件	34 件	19 件	12 件	72 件
	交通局調達課以外の各課で締結した契約	0 件	3 件	5 件	1 件	9 件
	計	7 件	37 件	24 件	13 件	81 件

ア 契約事務審査会に公募型プロポーザル方式等の適用について付議されていないもの

81 件/81 件

- ・81 件中すべての案件で、公募型プロポーザル方式等の適用について、契約事務審査会での調査・審議が行われていない。
- ・ヒアリングを行った結果、交通局としては平成 25 年 4 月 1 日から契約事務審査会において調査・審議すべき対象を厳格化したが、局内での周知徹底ができておらず、今後は適正に調査・審議を行うとのことであった。

イ 選定委員会の委員に本市職員のみを選定したもの 16件/81件

年度		H23	H24	H25	H26 上半期	計
本市職員を 委員とする もの	すべての委員が本市 職員	1 件	3 件	6 件	6 件	16 件
	本市職員を含むもの	6 件	29 件	12 件	7 件	54 件
庁外の委員のみ		0 件	5 件	6 件	0 件	11 件
計		7 件	37 件	24 件	13 件	81 件

(注) 交通局からの情報提供により新聞報道された全委員が本市職員のもの 19 件については、うち 12 件が上記調査結果に含まれるが、次の残りの 7 件については、工事・物品・業務委託契約には該当しないものであることを交通局に確認したため、本件調査結果からは除外した。

- ・定期券クレジット決済加盟店契約 2 件（業務委託ではなく公金の取扱い手数料の支払い）
- ・公衆無線 LAN 事業提携
- ・自動販売機設置等 4 件（行政財産の目的外使用許可に係るもの）

ウ 決裁書類に委員選定理由の記載がないもの 16件/81件

- ・委員選定要綱を定めているが、具体的な選定にあたり選定理由が決裁書類に記載されていないなど、選定理由の記載のないものが 23 年度に 4 件、24 年度に 4 件、25 年度に 5 件、26 年度に 3 件の合計 16 件ある。
- ・ヒアリングを行った結果、決裁書類への添付漏れとのことであり、それぞれの案件の選定理由を確認したが、問題点は見受けられなかった。

エ 委員による審査結果が不自然なもの 1 件/81 件

- ・「市営交通 110 周年記念シンポジウム」に関する業務委託において、選定委員である調査役が選定した事業者以外の 3 社に対して著しく低い評価点をつけているが、その他の案件においては同様のケースは見受けられなかった。

オ 選定結果の公表を行っていないもの 55 件 /81 件

年度		H23	H24	H25	H26 上半期	計
選定結果を公表していないもの		6 件	33 件	15 件	1 件	55 件
選定結果を 公表してい るもの	短期間の公表	1 件	4 件	6 件	10 件	21 件
	公表中	0 件	0 件	3 件	2 件	5 件
計		7 件	37 件	24 件	13 件	81 件

- ・選定結果が公表されているものについても、公表期間が非常に短期間であるものも多く、また、選定した相手方等のみを公表し、選定委員会委員（委員氏名・役職等）、

審査の経過（選定委員会の開催日、審査方法、審査項目、配点、評価点等）が記載されておらず不十分な公表内容であった。

- ・ヒアリングの結果、交通局として、今後、適正に公表を行うようにするとともに、平成25年度、26年度の既契約案件についても、再度改めて「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」に即した適正な公表を行うこととしている。

#### ④ その他指摘事項

##### ア 交通局調達課以外の各課で締結した契約（随意契約）について

- ・交通局調達課以外の各課で締結した契約について、本来は、交通局調達課で契約手続を行うべきところ、専決規程の解釈を誤り、各課で契約を締結した案件が見られた。（H25～26上半期で51件中29件）
- ・その他、特記仕様書や積算根拠資料など必要書類が作成されていないものが、一部見受けられた。また、過去からの経緯で漫然と随意契約を続けている事案が見受けられた。

##### イ 書類不備・記載漏れについて

- ・いくつかの案件で、特記仕様書などの書類の不備や、決裁書類に日付や必要事項の記載もれなどが見受けられた。

##### ウ 検査体制について

- ・物品や業務委託の契約において、検査調書の作成を省略し、契約相手方から提出のあった納品書をもってこれに代えている。
- ・これは、交通局検査規程及び交通局検査規程施行細則に基づくものであるが、早急に手続規程を見直すべきである。
- ・また、複数の案件で、代決で検査を行っている事案も見受けられた。検査職員に関する規程に従い、検査事務を適切に行うよう留意すべきである。

## (2) 随意契約理由の妥当性

種別（随意契約理由）	年度		計
	H25	H26 上半期	
①その性質又は目的が競争入札に適しないもの（第2号）	829件	494件	1,323件
②障害者支援施設等からの買入又は役務の提供（第3号）	1件	1件	2件
③緊急により競争入札ができないとき（第5号）	21件	9件	30件
④競争入札に付すことが不利と認められるとき（第6号）	21件	10件	31件
計	872件	514件	1,386件

（ ）内は、随意契約ができる場合の根拠規程（地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号）。

- ① その性質又は目的が競争入札に適しないもの（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号）
  - ・車両等の部品の買入や修繕、保守など、特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもの

で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないものであり、直ちに適正とまで断定はできないものの、書類上の調査としては一定の合理性が認められるといえる。

② 障害者支援施設等からの買入又は役務の提供(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号)

・障害者支援施設など法令に定める条件を満たす者により、比較見積をしたうえで契約締結していることから、書類上の調査としては一定の合理性が認められる。

③ 緊急により競争入札ができないとき(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号)

・早急な着工という観点から、迅速に資材調達や要員が確保できる現在履行中の業者を選定している場合が多く、直ちに適正とまで断定はできないものの、書類上の調査としては一定の合理性が認められるといえる。業者選定が恣意的にならないようルールを定めるなどの改善が必要である。

④ 競争入札に付すことが不利と認められるとき(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)

案件名称	契約日	契約金額(円)	別冊のリストNo.
天下茶屋駅仮泊室改造工事(建築の部)その2	H25.11.13	1,722,000	H25 調達課 随契工事No.12
花園町駅接客室改造その他工事(電気設備の部)ー2	H25.12.3	8,001,000	H25 調達課 随契工事No.17
高速電気軌道第4号線大阪港~九条間高架構造物耐震補強工事ー4	H26.2.6	835,800,000	H25 調達課 随契工事No.10
バス停留所設置に伴う道路等改築工事	H26.1.30	24,255,000	H25 調達課 随契工事No.1

・当初入札に付したが入札不調となって再発注に要する時間的余裕がなくなったものや、バス路線の再編に伴いバス停留所の迅速な設置が必要となるなど、急を要するためやむを得ず、近隣等の施工業者と随意契約を締結したということであるが、根拠法令(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)の趣旨を広く解釈した随意契約であると認められる。

・また、契約事務審査会での調査・審議が行われておらず、契約相手方の選定方法や選定理由などについて、十分な検討が行われたとはいえない。ただちに、不適正な随意契約とはいえないとしても、入札不調を回避するための対策をとるとか、比較見積など競争性を確保した契約方式を選択するとか、あるいは恣意性を排除した業者選定方法について検討するなど改善が求められる。

・随意契約の適用にあたっては、関係法令に適合しているかどうかや、随意契約ガイドラインの趣旨に反していないかなど審査を行うため、契約事務審査会で確実に審議することが必須である。

### (3) 不適正な事案と認められるもの

市会での指摘や報道された個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した結果、以下の案件については不適正な事案と認められる。

#### ① 110周年シンポジウム業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：26年度調達課随契業務委託No.125/26年度プロボNo.2

##### ア 関係業者との不適切な会食

- ・平成26年4月25日（公募前）における交通局職員A（当時。以下同じ。）らと関係業者（本件契約の受注業者）の社員B（当時。以下同じ。）らとの会食の事実は認定できるものの、本件契約に関する情報漏洩という不正行為の事実は確認できなかった。また  
 対応接待の事実も確認できなかった。
- ・本市は、当該会食の事実に関して、市民に対して委託業者選定にかかる審査の公平性が損なわれたのではないかと疑念や不信を与える結果となったことは不適切な行為であったと言わざるを得ないとして、平成26年11月10日、大阪市競争入札参加停止措置要綱第12条の規定に基づき、当該関係業者に対して書面による警告を行っている。

##### イ 公募期間中における関係業者との会食の有無

- ・公募期間中において、交通局職員Aと関係業者社員Bとの会食の事実は確認できなかった。

##### ウ 公募前・公募期間中における関係業者との接触の有無

- ・上記ア以外にも交通局職員Aと関係業者社員Bとの接触の事実は認定できる。ただし、本件契約の情報に関する電話連絡の事実については、交通局職員Aは事実を認めているが、関係業者社員BはAの勘違いである旨主張し事実を認めていない。
- ・また、第三者を介した間接的な本件契約に関する情報漏洩の事実も確認できない。
- ・したがって、現時点においては不正行為の事実の認定は困難な状況にある。

##### エ 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局 局部長級職員6名、交通局職員Aの計8名となっている。

##### オ 公募審査時における審査委員の採点

- ・本件契約の公募審査に関して、交通局職員Aと関係業者社員Bとの間で、関係業者の提案を有利なものとする意思疎通があった事実は確認できず、本件契約に関する情報漏洩

の事実についても、上記ア・ウのとおり不正行為の事実認定は困難である。

- ・しかしながら、交通局職員Aと関係業者社員Bとの間で本件契約に関する情報提供の事実があったかどうかは別として、審査委員としての交通局職員Aによる公募審査時における採点は極端かつ不自然なものであり、交通局の他の公募審査（同職員が審査したものを含む。）にも例をみない。
- ・平成26年11月18日付けの外部監察チームの報告書によると、審査委員である交通局職員Aの一連の言動は、本件プロポーザルの審査の公平性・透明性を害したことは確実であり、公正さに疑いを生じさせるものとしており、不適正な事案であると認定する。

#### (4) 別途、調査を実施する必要があるもの

市会での指摘や報道された個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した結果、以下の案件については市民への説明責任を果たすべきものであり、別途、調査を要するものと認められる。

##### ① アートフェスタ・イベント【特名随意契約】

別冊のリスト：25年度調達課以外随契No.13

##### ア 事務事業の必要性についての判断

- ・事務事業の実施にあたっては、市民に対する説明責任を果たす観点から、組織としての意思決定を行うまでの過程（プロセス）の文書を確実に作成しなければならない。会議の記録や決裁手続きを経て公文書を作成するなど、事務事業の重要性や規模に応じた意思決定までの一定のプロセスが求められるところである。また、支出の原因となるべき契約を締結するにあたっては、予算措置が必要である。
- ・交通局の説明によると、平成25年4月8日にあった事業者からの提案を受けて、交通局長はその場で本件イベントを実施する方針を決定し、5月17日において交通局長は、実行委員会方式<sup>(注)</sup>により本件イベントを実施する準備を始めることを、事業者との間で口頭で合意したとのことである。組織としての意思決定を証する公文書はこの後にも作成されず、そうした観点からは意思形成プロセスが不明確であるといえる。

(注) イベントなどの実施にあたって、行政や民間企業、市民団体等が資金や人材をお互いに出し合い設立した任意団体(実行委員会)が、主催者となって運営する方式のこと。

- ・また、本件イベントの契約は決裁文書上、平成25年5月1日付けで起案し、5月16日付けで決裁、5月17日付けで契約を締結したことになるが、実際は平成25年10月29日に起案・決裁し、同日に契約を締結していた。
- ・これは、協賛者が集まらないため実行委員会を立ち上げることができないまま、平成

25年9月20日に本件イベントの中止を決定した際に、すでに事業者において発生していた実費相当額（部材費や労務費など）とキャンセル料を事業者に支払うべきとの考えのもと、交通局で支出できる金額として800万円を上限として、事業者に提示した結果、委託料名目で平成25年10月31日に800万円を支出したということである。

イ 随意契約の相手方選定理由・随意契約によることとした理由

- ・契約方式の例外である随意契約については、平成20年に公正職務審査委員会勧告をきっかけに不適正契約の排除や競争性のない随意契約の見直しなど、随意契約の適正化の取組みを強化してきたところである。
- ・イベントの提案内容を、無償で他社に使用させることに抵抗感があったため、交通局はイベントの提案者と当該イベント実施の契約をしたとのことであるが、このような理由では、市民の理解を得ることは困難であると考ええる。
- ・本件イベントの実施の委託契約を締結するにあたっては、公募あるいは入札によるべきであったと考える。

ウ 予定価格算出の根拠・支払手続きの正当性・支払額の妥当性

- ・特名随意契約（競争性のない随意契約）により契約を締結するにあたっては、競争入札に準じて適正に予定価格を算出した上で、予定価格の制限の範囲内で適正な価格によって契約を締結しなければならない。
- ・本件イベントについては、決裁文書上の契約の内容<sup>(注)</sup>と成果物（給付の内容）としていたる企画提案書なるものが一致していると解することは困難である。前述のとおり、支払額の根拠は事業者が負担した実費相当額やキャンセル料の負担ということであるが、本件イベントの支払手続きの正当性や金額の妥当性など市民に対して説明責任を果たしていく必要があるのではないかと考える。

(注)心斎橋駅を中心として利用者の増加、駅空間の快適性の向上等を目的とするアートフェスタに関する調査及び研究にかかる契約

エ アートフェスタ・イベントの提案者（事業者）と交通局長との関係

- ・提案は、交通局長の知人からのもの。
- ※ 交通局の市会での答弁によるものである。

## (5) 不正・不適正な点は見受けられなかったもの

市会での指摘や報道された個別事案について、当該契約の契約関係書類や、これまでにとりまとめられた各報告書の調査結果の確認を行うとともに、ヒアリングを実施した結果、以下の案件については、不正・不適正な点は見受けられなかった。

### ① トイレ設計業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：25年度調達課随契業務委託No.137/25年度プロボNo.9

#### ア 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局部長級職員1名、外部審査委員Cの計3名となっている。なお、交通局長の知人とされるCが外部審査委員Cであることについて、交通局長は公募審査時まで知らなかったとしている。

#### イ 公募審査時における審査委員の採点

- ・審査結果が不自然なものはなかった。

#### ウ 審査委員・受注業者と交通局長との関係

- ・交通局長は、当該公募審査の外部審査委員Cについて知人であることを認めている。
- ・本件契約の受注業者Dについては、この点について全く承知していないとしている。

※ 交通局長の知人に関する記述については、交通局の市会での答弁によるものである。

### ② 駅側壁設計業務委託【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：24年度調達課随契業務委託No.317、318/24年度プロボNo.26、27

#### ア 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局長（審査委員長）、交通局部長級職員2名、外部審査委員Cの計4名となっている。なお、交通局長の知人とされるCが外部審査委員Cであることについて、交通局長は、公募審査時まで知らなかったとしている。

#### イ 公募審査時における審査委員の採点

- ・審査結果が不自然なものはなかった。

#### ウ 審査委員・受注業者と交通局長との関係

- ・交通局長は、当該公募審査の外部審査委員Cについて知人であることを認めている。
- ・本件契約の受注業者Dについては、この点について全く承知していないとしている。

※ 交通局長の知人に関する記述については、交通局の市会での答弁によるものである。

③ ホーム・デザインシート（柱巻き）【特名随意契約】

別冊のリスト：25年度調達課随契物品No.349

ア 随意契約の相手方選定理由・随意契約によることとした理由

- ・本件契約の受注業者 D は、上記②の契約の受注業者であり、このときの契約で作成したデザイン等の原画を保有し、他社に公開していないことから、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、随意契約の相手方として D を選択したことは一定やむを得ないものと認められる。

④ 復刻ラッピング列車【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：25年度調達課随契業務委託No.374/25年度プロボNo.12

ア 公募審査の審査委員の構成

- ・交通局 局部長級職員7名（うち2名は代理出席）、交通局職員 A の計8名となっている。

イ 公募審査時における審査委員の採点

- ・審査結果が不自然なものはなかった。

⑤ 定期券クレジット決済加盟店契約【公募型プロポーザル方式】

公衆無線 LAN 事業提携【公募型プロポーザル方式】

自動販売機設置等【公募型プロポーザル方式】

新大阪駅「駅ナカ」事業【公募型プロポーザル方式】

別冊のリスト：未掲載

上記4案件については、工事・物品・業務委託契約には該当しないものであることから、本件調査の対象外としているが、個別事案として契約関係書類の確認をしたところ、特に不自然な点は見受けられなかった。

## 4 現時点での交通局での改善策

### (1) 契約関係各規程の整備漏れ・解釈誤り

#### 【改善策】

契約関係各規定の周知・徹底を図る。

○改正された「公正契約職務執行マニュアル」については、マニュアルについてのチェックシートを作成し、配布・研修を行うことで全職員に周知徹底を図る。

○改正された「公募型プロポーザル方式ガイドライン」については、各所属長及び担当者への研修等により周知した上で、このガイドラインに基づき厳正に取り扱う。

○その他の各規定についても、周知・徹底を図る。

具体的な方法については、「(6) その他」のとおり。

### (2) 交通局契約事務審査委員会での調査・審議を行っていない案件

#### 【改善策】

○「契約事務審査委員会」の要綱等を改正する。

⇒・外部委員を増強する。

・開催回数を増加させる。(下記のとおり)

あわせて、同委員会事務局の専任職員を配置する。

○契約請求手続には「契約事務審査委員会」の審議が必要であることを局内に再徹底を図る。

⇒・委員会の付議依頼を徹底する。(別紙フロー図参照)

・委員会の審議後に審議番号を付与し、各課による契約請求時に審議番号を記載することで、審議の有無を確認できる。

あわせて、経理課へ案件合議時に審議番号のチェックを依頼する。

○「契約事務審査委員会」の開催回数を現状の2か月に1回から月1回に変更する。

### (3) 随意契約結果の公表がなされていない案件

#### 【改善策】

○調達部内及び局内に公表ルールを再徹底する。

・調達部内に公表担当の専任職員を配置する。

(実務内容)

⇒調達部内の公表担当者が、公表内容を作成する。

⇒調達部内の契約担当者が、再度チェックを行う。

※発注から公表までが各担当の事務であることを認識させる。

⇒各部の発注担当者が、公表の有無を確認する。

⇒全ての確認終了後、調達部の公表担当者が公表手続を行う。

・契約管財局からの制度改正があった場合は、公表担当者が中心となり変更に対応する。

### (4) プロポーザル・コンペによる契約について

ア 契約事務審査委員会に付議されていない事項があるもの

【改善策】

ガイドラインどおり、プロポーザルの妥当性を「契約事務審査委員会」で審査する。

イ 本市職員のみを委員として選定したもの

【改善策】

○例外なく審査員の全員（3名以上）を外部委員とする。

なお、外部委員の選任にあたっては、契約事務審査委員会の承認を得ることとし、また審査対象者に関係者がいないことを自己申告していただくなど、外部委員の選任前、選任後において透明性を図る。

また、ガイドラインに基づき、外部委員へ業者等の対応については「公正契約職務執行マニュアル」の適用を受けることを説明する。

ウ 委員による審査結果が不自然なもの

【改善策】

○事前に、外部有識者が委員となっている「交通局契約事務審査委員

会」（事務局：調達部）において、案件内容に応じた採点基準（配点も含む）を決定する。

また、採点后、事務局（調達部）において不自然な採点がないか確認した後事業者を決定する。

エ 選定結果（審査結果）の公表を行っていないもの

【改善策】

○各部の発注担当者がガイドラインに基づいた公表（案）を作成し、調達部がチェックを行った後に公表手続を行う。

(5) 調達課以外の各課で契約締結したもの

【改善策】

規程・細則等を改正し、原則として全ての案件を調達課で契約する。

（不動産、広告、乗車券販売手数料などを除く）

(6) その他

契約事務のコンプライアンスの取り組み

【改善策】

○年1回契約事務のコンプライアンス研修を実施する

⇒契約管財局の研修を調達部が受講後、その内容を各部の契約事務担当者に研修する。（公正取引委員会の方も講師に来ていただけるよう契約管財局と相談する。）

○各部で契約事務担当者を明確化する

⇒各部の契約事務担当者を登録し、契約管財局からの通知等を常に共有できる体制を構築する。

⇒局内でFAQを設置し、契約事務効率の向上を図る。

## 5 今後の進め方

- 次回の入札等監視委員会までに、これまでの調査結果をふまえて、再発防止策・改善策をとりまとめる。
- 23年度・24年度の随意契約の調査は、次のとおり取扱うものとする。
  - ・随意契約理由の調査については、平成25年度・26年度上半期分を対象に調査した結果、前記の一部を除く、ほぼすべての随意契約について、不正・不適正事案とまで断定できるものはなかった。したがって、現時点では調査の必要性に乏しいものと判断し、調査の対象外とする。

## 【参考】 交通局発注の随意契約調査の実施方針

### 交通局発注の随意契約調査の実施方針

平成 26 年 11 月  
大阪市契約管財局

平成 26 年 10 月 4 日以降の新聞報道などによって、交通局長ほか特別職 2 名（調査役・秘書）と一般職職員 2 名（理事・部長）らが、本市入札参加有資格者である関係業者（市営交通 110 周年シンポジウムに関する業務委託の受注者）と不適切な会食を行っていたことや、この会食に出席した特別職のうちの調査役が、当該業務委託案件（公募型プロポーザル方式）の公募期間中に、この関係業者の部長と 2 名で会食を行っていたこと、さらに当該案件の審査に際して、審査委員であった調査役が不自然な採点を行っていたなどと、大きくとりあげられたところです。

関係業者との会食については、本市入札契約事務の公正性の確保のため、契約事務担当者の行動規範、心構えとして策定している「公正契約職務執行マニュアル」により、禁止事項として定めているところです。

加えて、調査役については、関係業者が応募していた公募型プロポーザル案件の公募期間中に、関係業者の部長と会食を行ったとの報道内容であり、当該案件の審査において、同代理店が有利となるような評価を行ったとのことで、市会においても厳しいご指摘を受けたところです。

そこで、当該事案と同じ公募型プロポーザル方式による契約案件を含む、交通局で締結された随意契約について、その契約事務が適正に執行されていたかを調査し、不適正な事案が認められた場合には、原因・問題点等を明らかにすることによって、交通局契約事務の適正化を図り、不適正な事案の再発防止に努め、公正性を確保することを目的として調査を実施します。

なお、本件調査については、大阪市入札等監視委員会での調査・審議により、ご意見等をいただきながら、調査結果をとりまとめていくこととします。

#### 記

##### 1 調査対象（随意契約の概要）

工事・物品・業務委託契約のうち随意契約によるもの

※交通局職務権限規程に定める少額な契約を除く。（工事：50 万円以下、物品・業務委託：10 万円以下）

区 分	H25 年度	H26 年度*	計
(1) 交通局調達課で締結した契約	844 件	491 件	1,335 件
(2) 交通局調達課以外の各課で締結した契約 <sup>(注)</sup>	33 件	29 件	62 件
計	877 件	520 件	1,397 件

\*H26 年度は上半期分

